

第1章

ごみ処理基本計画策定の趣旨

第1章 ごみ処理基本計画策定の趣旨

第1節 基本計画策定の目的

家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物（ごみ）は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、適正に収集・運搬し、処理・処分する必要がある。この日常生活に伴って生じる一般廃棄物（ごみ）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（法第6条）において、ごみ処理基本計画を定め、適正な処理を行うことと記されている。

一方、ごみ処理問題については、身近な生活環境への影響のみならず、地球環境問題につながる問題であり、ごみの減量化・資源化、有効利用の推進、廃棄物行政の効率化等が今日的課題として挙げられている。これらの課題の解決にあたっては、長期的展望のもとに、総合的に検討することが求められている。

本ごみ処理基本計画は、以上のような観点から、社会情勢の変化と共に年々、多様化するごみの現状を見据え、長期展望のもとに、安全で効率的にごみ処理を行うための基本的方策を示すことにある。

第2節 基本計画策定の期間

本計画は平成15年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする向こう15年間の基本施策について方向づけするものである。ただし、将来計画については、社会情勢による大きな変化も想定し得るため、適時見直しを行うものとする。